

仕 様 書(案)

1 目的

県が新たに首都圏に設置する青森県情報受発信交流拠点施設について、機能配置（レイアウト）や概算予算、施設概要等を具体化する基本計画を策定する。

2 委託業務名

首都圏における青森県情報受発信交流拠点基本計画策定業務

3 委託業務の内容

青森県情報受発信交流拠点施設（以下「拠点施設」という）について、拠点施設整備の概要（規模、機能、予算、スケジュール等）を確定するほか、実施設計・施工業務に必要な条件等を整理し策定する^{※1}。

(1) 拠点施設のコンセプト作成

ア 拠点施設全体のコンセプトの作成

イ 拠点における、物産販売機能、交流機能、催事機能の各機能のコンセプトの作成

(2) 拠点施設活用計画

ア 拠点の物産販売機能により、青森県の認知度向上やブランドイメージの発信に効果的な取組、運営の方法

イ 拠点の交流機能により、青森県の認知度向上やブランドイメージの発信に効果的な取組、運営の方法

ウ 拠点の催事機能により、青森県の認知度向上やブランドイメージの発信に効果的な取組、運営の方法

エ 上記ア～ウの取組を行う上で、総合的に効率的に運営するための人員体制及び想定される経費（ランニングコスト、収支計画）

オ 運営（開館準備を含む）業務仕様書（案）の作成

(3) 拠点施設整備計画

ア 3（2）に沿った拠点施設概要（規模、整備範囲、フロア・機能構成）

イ レイアウト（案）の作成

ウ 設計与件の検討（法規・設備）

※但し入居予定物件の図面（白図）は別途支給する

エ 基本設計図面の作成

オ 設計・施工区分表（案）の作成

カ 概算設計費用の算出（実施設計（詳細設計含む）に要する費用）

キ 概算整備費用の算出（施工、備品及び什器等の整備に要する費用）

ク 実施設計・施工業務仕様書（案）の作成

ケ 拠点整備スケジュール（本業務後から開設後1年程度まで）

(4) 拠点の広報

ア 開館前のプロモーション計画（実施時期、内容）

イ 開館後のプロモーション計画（実施時期、内容）

ウ 開館後のイメージ図（開館までの公表用）

※1 これまで整理した内容（後述「5 委託業務の条件等」）を踏まえること

4 成果品

本業務の成果品は以下（１）～（６）に定めるものとし、電子データはPDFファイル及び加筆修正ができるファイルを記録媒体にて所定の期日までに提出すること。

- （１）正本（A4）２部、副本（A4）７部
- （２）概要版 正本（A4）２部、副本（A4）７部
- （３）完成イメージ図（外観、内観、レイアウト等） カラー（A4又はA3）９部
- （４）業務報告書 各１部
- （５）上記（１）～（４）の電子データ 一式
- （６）その他、本業務の履行にあたり収集した資料等

5 委託業務の条件等

- （１）本業務の実施にあたっては、以下のア～ウに掲げる拠点施設の整備方針を踏まえ、基本計画を策定すること。

ア 基本方向

「青森県の魅力をそのまま東京に持っていく。」というイメージとする。

青森のヒト・コト・モノを通じて、青森と首都圏が交流し、魅力を発信する拠点を都内に設置する。

従来 of 形態に捉われない新たな「情報受発信交流拠点」とする。

イ 拠点の役割

- （ア）リアルな体験の機会を提供する。
- （イ）首都圏のニーズや評価を把握し、フィードバックする。
- （ウ）市町村や県内企業・団体、県出身者等の活動を支援する。

ウ 拠点の機能と設置場所

（ア）機能

下記のa～cの機能により本県の魅力やブランドイメージの発信が図られるものとする。

a 物産販売

- ・県産品販売（店舗内における軽飲食の提供を含む）
- ・首都圏小売・飲食店等にむけた外商販売の拠点としても活用

b 交流

- ・情報発信やセミナー開催（観光誘客、企業誘致、移住促進、採用活動 等）

c 催事

- ・市町村や企業等のPRイベント（観光、物産、移住 等）
- ・季節に応じた展示会や物産展

（イ）設置場所

鉄鋼ビルディング 1F 約600㎡

住所：東京都千代田区丸の内1-8-2

（ウ）開設時期

令和9年度予定

- （２）その他特記事項

ア 多様な県産品・素材を活用・意識した企画提案を行うこと。

イ ユニバーサルデザインに配慮した内容とすること。

6 委託期間

委託契約締結の日から令和8年10月30日（金）までとする。

7 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、発注者と十分な連絡調整を図りながら行うものとする。
- (2) 本業務により製作された資料等に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）及び所有権は、業務完了と同時に発注者に移転・帰属するものとする。なお、本業務における成果品を発注者の許可なく他者に公表、貸与または使用してはならない。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者との協議により決定するものとする。